

国際奈良学セミナーハウス条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

国際奈良学セミナーハウス条例を廃止する条例

国際奈良学セミナーハウス条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十二号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。